

●都市計画課 チェックリスト表

・建築物を建築する場合等、都市計画課で確認できる規制がわかります。

項 目	
1 都市計画区域	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外
2 区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域
3 用途地域	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 第1種低層住居専用地域〔 <input type="checkbox"/> 外壁後退(1m・なし) <input type="checkbox"/> 高さ制限(10m・12m)〕 <input type="checkbox"/> 第2種低層住居専用地域〔 <input type="checkbox"/> 高さ制限(12m)〕 <input type="checkbox"/> 第1種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 第2種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 第1種住居地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 第2種住居地域 <input type="checkbox"/> 工業地域 <input type="checkbox"/> 準住居地域 ※本市には、田園住居地域、工業専用地域はありません。 ・建蔽率()% ・容積率()%
4 防火指定	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 ※法22条区域は、建築指導課(17F)へ
5 地区計画 ※島、則武、日野、長良南町、吉野町五丁目東、大学西、柳ヶ瀬通北、橋本町一丁目西、伊奈波、市橋二丁目、宇佐一丁目東、柳津町上佐波西、高島屋南、柳津町上佐波西第2地区以外は16F土木調査課へ	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 地区計画区域 <input type="checkbox"/> 地区整備計画区域(内・外) ・地区計画名() 地区計画 ※地区整備計画区域内において建築物等を建築する場合、工事着手30日前までに都市計画法第58条の2に基づく届出が必要です。
6 風致地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 第1種風致地区 <input type="checkbox"/> 第2種風致地区 <input type="checkbox"/> 第3種風致地区 ・風致地区名(<input type="checkbox"/> 金華山・長良川 <input type="checkbox"/> 加納城址 <input type="checkbox"/> 長森前一色 <input type="checkbox"/> 鷺山) ※風致地区区域内において建築物等の建築、土地の造成又は木竹の伐採等を行う場合、条例に基づく許可を受けなければなりません。
7 高度地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 高度地区(<input type="checkbox"/> 川原町A地区 <input type="checkbox"/> 川原町B地区)
8 高度利用地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 高度利用地区 ・地区名(<input type="checkbox"/> 岐阜駅西地区 <input type="checkbox"/> 問屋町西部南地区 <input type="checkbox"/> 岐阜駅東地区 <input type="checkbox"/> 岐阜駅北中央地区) ※「岐阜市市街地高度利用地区等指定基準」に基づく、手続が必要となる場合があります。
9 流通業務地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 流通業務地区 ※流通業務地区内において建築物を建築する場合、流通業務市街地整備法第5条の規定に適合していなければなりません。
10 特別用途地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 観光地区 <input type="checkbox"/> 特別工業地区 <input type="checkbox"/> 大規模集客施設立地規制地区
11 都市再生特別地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(日ノ出町2丁目地区)
12 生産緑地地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 指定番号() ※生産緑地地区内において建築物等の建築、宅地の造成等を行う場合、生産緑地法第8条に基づく許可を受けなければなりません。
13 駐車場整備地区	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
14 附置義務駐車場 「岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」に基づく	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域 ※一定規模以上の建築物を建築する場合、条例に基づく駐車施設を設置し、承認を受けなければなりません。 ※別紙「岐阜市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について」(R5.10.1)参照
15 附置義務駐輪場 「岐阜市自転車等駐車場附置義務条例」に基づく	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 指定区域 ※一定規模以上の建築物を建築する場合、条例に基づく駐輪施設を設置し、承認を受けなければなりません。
16 都市計画道路	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 都市計画道路あり(<input type="checkbox"/> 改良済 <input type="checkbox"/> 未改良) ・都市計画道路名称(路線番号 . . . 路線名) ・計画幅員()m ※改良済の認定幅員については、土木調査課でご確認ください。 ※都市計画道路区域内において建築物を建築する場合、都市計画法第53条に基づく許可を受けなければなりません。
17 その他の都市計画施設、市街地開発事業	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 都市公園 <input type="checkbox"/> その他の都市計画施設(都市高速鉄道、流通業務団地など) <input type="checkbox"/> 市街地開発事業区域(土地区画整理事業・市街地再開発事業) ・名称() ※都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築する場合、都市計画法第53条に基づく許可を受けなければなりません。
18 路外駐車場 「駐車場法」に基づく	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(駐車マス500㎡以上の一般公共自動車駐車場) ※道路の路面外に設置される自動車駐車場であって、一般公共の用に供されるもので、駐車マスの面積が500㎡以上の場合、その構造及び設備は、駐車場法等の技術的基準を遵守しなければなりません。 ※また、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条及び第13条の規定に基づく届出が必要となります。
19 立地適正化計画に定める誘導区域	<input checked="" type="checkbox"/> 都市機能誘導区域(内・外)【誘導区域名: 】 <input checked="" type="checkbox"/> 居住誘導区域(内・外) ※区域によっては、一定規模以上の住宅や誘導施設の開発建築の際には、着手の30日前までに届出が必要な場合があります。

《注意》その他の規制等については、裏面の「相談窓口一覧」をご参照いただき、担当窓口にてご確認ください。

建築行為をされる方へ

《相談窓口一覧》

R7.4 都市計画課 作成

確認できる項目	担当窓口	場所	備考
裏面の「都市計画課チェックリスト表」をご参照ください。	都市計画課		
○ 岐阜駅前広場関係	鉄道高架推進課	庁舎15F	民有地緑化の補助制度
○ 名鉄高架、加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業関係			
○ 土地区画整理事業			
○ 公園計画・整備関係	公園整備課	庁舎15F	民有地緑化の補助制度
○ 公園内行為・占用許可申請関係			
○ 市街地再開発事業	市街地再開発課		
○ 優良建築物整備事業			
○ 都市再生緊急整備地域			
○ 建築確認 ○ 日影、斜線制限等の高さ制限	建築指導課	庁舎17F	
○ 法22条区域 ○ がけ条例			
○ 建蔽率の角地緩和等			
○ 市街化調整区域の容積率・建蔽率			
○ 福祉のまちづくり条例			
○ 建設リサイクル法の届出（建築物、開発許可に関する工事）			
○ 災害危険区域 ○ 積雪荷重			
○ 建築基準法上の道路（法第42条）の確認			
○ 建築協定			
○ 屋外広告物許可申請関係			
○ 開発許可（市街化調整区域内建築・開発行為、市街化区域内開発行為面積1,000㎡以上など）	開発・盛土指導課	庁舎17F	
○ 開発道路の確認			
○ 宅地造成等工事規制区域（盛土規制法）	住宅・空家対策課		
○ 空き家の発生を抑制するための特例措置（3千万円特別控除）			
○ 低未利用土地等確認書			
○ 中高層建築物の建築計画指導の届出	まちづくり推進政策課		
○ 国土利用計画法第23条 ○ まちなか居住			
○ 景観計画の届出			
○ まちづくり協定関係			
○ 占用（岐阜市道、管理道、水路）	土木管理課	庁舎16F	水道配管平面図と 下水道台帳の閲覧可
○ 急傾斜地・砂防指定、土砂災害(特別)警戒区域等			
○ 建設リサイクル法の届出（土木工事）	土木調査課		
○ 幅員確認（岐阜市道、管理道、水路）			
○ 地籍調査関係			
○ 地区計画（都市計画課所管以外）	基盤整備政策課		
○ 1級河川荒田川制限湛水位関係			
○ 公拡法第4条の届出、第5条の申出	市民課	庁舎1F	
○ 住居表示関係			
○ ごみの集積場所の関係	環境事業課	庁舎14F	
○ 水質汚濁防止法等、公害規制法令の届出	環境保全課		
○ 地下水保全条例の届出			
○ 土壌・地下水汚染に関する情報	学校安全支援課	庁舎18F	
○ 小・中学校通学区域			
○ 埋蔵文化財、重要な文化的景観	文化財保護課	庁舎10F	
○ 国史跡 岐阜城跡			
○ 森林法に係る事項、農振、農用地	農林課	庁舎13F	店舗面積1,000㎡以上で新設などの場合
○ 農地転用	農業委員会事務局		
○ 大規模小売店舗立地法	商工課		
○ ハザードマップ（地震・土砂災害・内水・洪水）	危機管理課	庁舎6F	058-267-4763
○ 上水道の関係	上水道事業課	祈年町4丁目	058-259-7513
○ 下水道の関係	下水道事業課		058-259-7514

《注意》 この表は、一般的な確認項目及び担当する窓口を明示したものです。ご注意ください。